**滝沢市社会福祉施設物価高騰対策支援金Ｑ＆Ａ**

Ｑ１　今回の支援金の目的は何か。

Ａ１　コロナ禍における物価高騰による社会福祉施設の負担の軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、社会福祉施設物価高騰対策支援金を支給するものです。

Ｑ２　支給された支援金の用途制限はあるか。

Ａ２　支援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。

Ｑ３　実績報告書の提出は必要か。

Ａ３　支援金支給のため、実績報告は不要です。ただし、虚偽の申請があった場合は支援金の返還となります。

Ｑ４　複数の事業所等を運営している場合の申請単位は。

Ａ４　法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。支給申請書は、法人単位での申請が可能なように１枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。（１枚に収まらない場合は、複数枚提出してください。）

なお、１法人が障がい分、介護分のサービスを提供している事業所、施設を運営している場合は、障がい分、介護分ごとに申請書を作成いただく必要があります。

Ｑ５　一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、サービス毎に支援金対象となるか。

Ａ５　指定を受けているサービス毎に支援金を支給します。ただし、申請については、Ａ４のとおり障がい分、介護分ごと、法人単位の申請となります。

Ｑ６　「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるか。

Ａ６　「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで支給の対象となります。

Ｑ７　障害福祉サービスと介護サービスを同一建物内で提供しているが、障がい分、介護分でそれぞれ申請可能か。

Ａ７　同じ場所で提供しているなど、双方の事業を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。

　　　※訪問系サービスはそれぞれに申請が可能です。